

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 212 回

いよいよ輸出国日本は奈落の底に垂直落下しています。
 今の日本は世界不況の震源地米国より、もっと早くもっと厳しいマイナス成長になっています。

まだまだ厳しい時が続きます。
 でもそんな中でも“どっこい成長している、生きている”企業があります。
 そういった企業の生き様、勝ち抜く力の要因は・・・
 やはり ①うちしかないぞ、商品力、特許力

- ② 100 年に一度の営業政策を実行
 —— 不況時こそ、訪問件数を増やす、今こそ営業力をつける

【営業力の基本】

- (イ) 打ち解け力 → まず誉める
 5 分の遅刻でも謝る
 会話の中では必ず相手を名前で呼ぶ
 e t c
- (ロ) 情報力
 (ハ) 会話力 → 新聞を読まない会話力はつかないぞ
 (ニ) 提案力 → 聞く力が必要だ
 (ホ) 交渉力
 (ヘ) 仮説力 → いつも、なぜなぜと考えていく、仮説を立てる習慣をつけよう

- ③ 外部資源活用術
 お互いの長所を生かし、弱点を補完しあって、グレードアップしよう

前田の《今人生を語る》第 118 回

めざめよ日本人[®]

我が国の政治家はすべて「自己批判せよ」
 リーダーたるもの「誠の道」を歩め、国を守れ

といたいすね！！

平成 20 年分の確定申告の訂正について

工藤 雅史

本書作成中は平成 20 年分の確定申告書の最中でありますので少し気の早い話かもしれませんが、「確定申告を自分で行ったが間違いに気が付いた」「控除できる書類が後から見つかった」など、確定申告期限後に誤りが判明した場合どのようにすればよいかを簡単にご説明します。

1. 税金を多く申告していた場合

納付すべき税金が過大であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、**更正の請求**をすることができます。

(1) 手続

更正の請求をする場合は、**更正の請求書**に必要事項を記入して所轄の税務署長に提出することになります。

(2) 期限

更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から 1 年以内ですから、今回の平成 20 年分の所得税については平成 22 年 3 月 16 日まで、また、個人事業者の消費税については平成 22 年 3 月 31 日までとなります。

2. 税額を少なく申告していた場合

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正することとなります。

(1) 手続

修正申告をする場合は、**修正申告書の用紙**に必要事項を記入して所轄の税務署長に提出することになります。

(2) 期限

修正申告は、税務署から更正（税務署の調査・指導）を受けるまではいつでもできますが、延滞税など（※）が発生することがありますので、なるべく早く申告をされるようお勧めします。

（※）延滞税の割合は次のとおりです。

法定納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間＝年 4.5%（本書作成日現在）
 納期限の翌日から 2 月を経過した日以降の期間＝年 14.6%

また、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、その税額の 10%（税額によって 15%）の過少申告加算税又は 35%（税額によって 40%）の重加算税がかかります。

詳細につきましては、当事務所までお気軽にお問合せ下さい。